

反社会的勢力でないこと等の表明・確約及び同意書

私（使用人を含む。）は、令和6年11月3日に開催される滝子マルシェへの出店に関し、政府が公表している「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」および「愛知県暴力団排除条例」を踏まえて、次のとおり確約します。

第1 私（使用人を含む。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）であること。
- (2) 反社会的勢力が経営を支配している又は経営に実質的に関与していること。
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力を利用していること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、もしくは便宜を供与し、または反社会的勢力から資金等を提供され、もしくは便宜を供与されるなどの関与をしていること。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) 反社会的勢力と生計を同一にする関係を有していること。
- (7) 愛知県暴力団排除条例第26条第1項に規定する公表された法人等に属していること。
- (8) 前各号のいずれかに該当する者や法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていること。

第2 私（使用人を含む。）は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを表明し、確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して詐欺を行う、脅迫的な言動をする、または暴力を用いる行為
- (4) 他の者の名誉や信用等を毀損する、または毀損するおそれのある行為
- (5) 風説を流布し、偽計を用いて、若しくは威力を用いて他の者の業務を妨害する、又は妨害するおそれのある行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

第3 私（使用人を含む。）が、第1及び前項に違反していると滝子マルシェ実行委員会が合理的に判断した場合には、催告なしに出店を取り消されること、および私（当店）自ら速やかに露天を撤去することに同意する。

第4 前項により、出店を取り消され、露天を撤去することとなった場合には、滝子マルシェ実行委員会およびその関係者に対して何らの損害賠償請求をしないとともに、これにより損害が生じた場合は全て私（当店）の責任とすることに同意する。

第5 第3により、第1及び第2に違反していると滝子マルシェ実行委員会が合理的に判断した場合には、私（使用人を含む。）が法令に触れる行為として厳重に処罰される恐れがあることを明確に理解しており、警察署等の関係機関に対して私（使用人を含む。）に関して滝子マルシェ実行委員会が有する全ての情報を速やかに提供することに同意する。